

○葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

令和6年3月28日

条例第13号

葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年葛城市条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員）

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者の要件）

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準）

第5条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、指定地域密着型サービス基準の定めるところによる。

（記録の整備の特例）

第6条 指定地域密着型サービス事業者は、地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項各号、第17条第2項各号、第36条第2項各号（指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項各号、第60条第2項各号、第87条第2項各号、第107条第2項各号、第128条第2項各号、第156条第2項各号（指定地域

密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。)又は第181条第2項各号に掲げる記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(指定地域密着型サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

2 第5条の規定の適用に関する経過措置は、指定地域密着型サービス基準の附則及び指定地域密着型サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。